

改正案		2003年漁業センサス		改正内容・改正理由																																																																																																																																									
3 海面養殖業について (1) 魚類養殖の規模について養殖場の施設面積と使用面積を記入してください。 また、ひらめ養殖については、養殖場の施設面積のうち、陸上水槽の面積も記入してください。		3 海面養殖業について (1) 魚類養殖の規模はどのくらいですか。		(追加) 国際的な規制により、まぐろの漁獲が制限される中、まぐろ養殖への期待が高まっており、今後、まぐろ養殖経営が増加することが考えられるためまぐろ類養殖を追加																																																																																																																																									
(m²) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">養殖場の施設面積</th> <th colspan="2">うち、使用面積</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>①</th> <th></th> <th>②</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>魚類養殖の合計</td> <td>301</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>うち、ぶり類</td> <td>302</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>うち、まだい</td> <td>303</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>うち、ひらめ</td> <td>304</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>陸上水槽</td> <td>305</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr style="border: 2px solid red;"> <td>うち、まぐろ類</td> <td>306</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>				養殖場の施設面積		うち、使用面積				①		②		魚類養殖の合計	301					うち、ぶり類	302					うち、まだい	303					うち、ひらめ	304					陸上水槽	305					うち、まぐろ類	306					ア 魚類養殖全体の養殖場の施設面積はいくらですか。(m²) <table border="1"> <tbody> <tr> <td>養殖場の施設面積</td> <td>301</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>使用面積</td> <td>302</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table> イ ぶり類養殖の養殖場の面積はいくらですか。(m²) <table border="1"> <tbody> <tr> <td>養殖場の施設面積</td> <td>303</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>使用面積</td> <td>304</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table> ウ まだい養殖の養殖場の面積はいくらですか。(m²) <table border="1"> <tbody> <tr> <td>養殖場の施設面積</td> <td>305</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>使用面積</td> <td>306</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table> エ ひらめ養殖の養殖場の面積はいくらですか。(m²) <table border="1"> <tbody> <tr> <td>養殖場の施設面積</td> <td>307</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>うち、陸上水槽の面積</td> <td>308</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>使用面積</td> <td>309</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>		養殖場の施設面積	301									使用面積	302									養殖場の施設面積	303									使用面積	304									養殖場の施設面積	305									使用面積	306									養殖場の施設面積	307									うち、陸上水槽の面積	308									使用面積	309								
		養殖場の施設面積		うち、使用面積																																																																																																																																									
		①		②																																																																																																																																									
魚類養殖の合計	301																																																																																																																																												
うち、ぶり類	302																																																																																																																																												
うち、まだい	303																																																																																																																																												
うち、ひらめ	304																																																																																																																																												
陸上水槽	305																																																																																																																																												
うち、まぐろ類	306																																																																																																																																												
養殖場の施設面積	301																																																																																																																																												
使用面積	302																																																																																																																																												
養殖場の施設面積	303																																																																																																																																												
使用面積	304																																																																																																																																												
養殖場の施設面積	305																																																																																																																																												
使用面積	306																																																																																																																																												
養殖場の施設面積	307																																																																																																																																												
うち、陸上水槽の面積	308																																																																																																																																												
使用面積	309																																																																																																																																												

改正案	2003年漁業センサス	改正内容・改正理由
イ はえ縄の場合 幹縄（海面に水平に張って垂下連を支える縄（ロープ））の長さを記入してください。 (m) 幹 縄 の 長 さ 333	イ はえ縄式の場合 (m) 幹縄の長さは----- 3 3 3	(変更なし)
ウ 地まき式、そだひび式の場合 養殖している養殖場の面積を記入してください。 (m²) 養殖場の面積 334	ウ 地まき式、そだひび式の場合 (m²) 養殖場の面積は 3 3 4	(変更なし)
(4) わかめ養殖の養殖規模を記入してください。 ア 幹縄（海面に水平に張って垂下連を支える縄（ロープ））の長さを記入してください。 (m) 幹 縄 の 長 さ 341	(4) わかめ類養殖の規模はどのくらいですか。 ア 幹縄の長さ (m) 3 4 1	(変更なし)
イ 種糸を巻き付けたりはさみ込んだりした縄の長さを記入してください。 (m) 種糸を巻き付けたりはさみ込んだりした縄の長さ 342	イ 種糸を巻き付けたりはさみ込んだりした縄の長さ (m) 3 4 2	(変更なし)

改正案	2003年漁業センサス	改正内容・改正理由
(5) のり類養殖の養殖施設の面積をどちらか1つの単位で記入してください。 ア 平方メートル単位の場合 (m²) 養殖施設の面積 351 ↑ どちらか一方に記入し、両方には記入しません。 ↓ イ 面積を表す単位が平方メートルと異なる場合 (7) 面積を表す面積の単位名称 (例：柵、小間、間など) (i) (7) の単位で数えた施設数 352 (u) (7) の単位の1を平方メートルに換算した面積 (m²) 353 	(5) のり類養殖の規模はどのくらいですか。 養殖施設の面積 (m²) 351 ↑ (どちらか一方に記入し、両方には記入しません。) ↓ 面積を表す単位の名称は何ですか。 (例 柵、小間、間など) この単位で数えた施設はいくつですか。 352 この単位の1単位を平方メートルに換算した面積はどのくらいですか。 (m²) 353	(変更なし)
(6) 真珠養殖のいかだ台数を記入してください。 (台) いかだ台数 361 	(6) 真珠養殖の規模はどのくらいですか。 (台) いかだ台数 ----- 361 	(変更なし)

改正案		2003年漁業センサス	改正内容・改正理由																																																														
(7) 真珠母貝養殖のいかだ台数を記入してください。 (台) <table border="1"> <tr> <td>いかだ台数</td> <td>371</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		いかだ台数	371						(7) 真珠母貝養殖の規模はどのくらいですか。 (台) いかだ台数 ----- <table border="1"> <tr> <td>3</td> <td>7</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	3	7	1					(変更なし)																																																
いかだ台数	371																																																																
3	7	1																																																															
4 漁業の従事者について (1) 11月1日現在で漁業の海上作業に従事した人数を居住地別に記入してください。 (人) <table border="1"> <tr> <td rowspan="5">生活本拠地</td> <td>計</td> <td>401</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同一市町村</td> <td>404</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の県内</td> <td>405</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県外</td> <td>406</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち、外国人</td> <td>407</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		生活本拠地	計	401					同一市町村	404					その他の県内	405					県外	406					うち、外国人	407					4 漁業の従事者数について (1) 11月1日現在の漁業の海上作業の従事者数は何人ですか。 (人) <table border="1"> <tr> <td rowspan="5">生活本拠地</td> <td>計</td> <td>401</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同一市町村</td> <td>404</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の県内</td> <td>405</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県外</td> <td>406</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち、外国人</td> <td>407</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	生活本拠地	計	401					同一市町村	404					その他の県内	405					県外	406					うち、外国人	407					(変更なし)
生活本拠地	計		401																																																														
	同一市町村		404																																																														
	その他の県内		405																																																														
	県外		406																																																														
	うち、外国人	407																																																															
生活本拠地	計	401																																																															
	同一市町村	404																																																															
	その他の県内	405																																																															
	県外	406																																																															
	うち、外国人	407																																																															

改正案		2003年漁業センサス		改正内容・改正理由																																																																																																											
(2) 左記のうち、満15歳以上で、かつ過去1年間に30日以上海上作業に従事した人数を年齢・性別ごとに記入してください。 (人) <table> <tr> <th rowspan="2"></th><th rowspan="2">計</th><th colspan="2">計</th><th colspan="2">うち、同一市町村</th></tr> <tr> <th>男</th><th>女</th><th>男</th><th>女</th></tr> <tr><td>計</td><td>411</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>うち、外国人</td><td>412</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新規就業者</td><td>413</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>15～19歳</td><td>414</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>20～24歳</td><td>415</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>25～29歳</td><td>416</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>30～34歳</td><td>417</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>35～39歳</td><td>418</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>40～44歳</td><td>419</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>45～49歳</td><td>420</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>50～54歳</td><td>421</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>55～59歳</td><td>422</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>60～64歳</td><td>423</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>65～69歳</td><td>424</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>70～74歳</td><td>425</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>75歳以上</td><td>426</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>			計	計		うち、同一市町村		男	女	男	女	計	411					うち、外国人	412					新規就業者	413					15～19歳	414					20～24歳	415					25～29歳	416					30～34歳	417					35～39歳	418					40～44歳	419					45～49歳	420					50～54歳	421					55～59歳	422					60～64歳	423					65～69歳	424					70～74歳	425					75歳以上	426							(新設) 1 漁業従事者世帯調査の廃止に伴い漁業就業者数の代替データを把握するため、漁業経営体の側から性別、年齢階層別等を把握 2 「うち、同一市町村」の項目については、2003年漁業センサスまで把握していた漁業就業者数の地域範囲との連続性を確保するため設定	
	計			計		うち、同一市町村																																																																																																									
		男	女	男	女																																																																																																										
計	411																																																																																																														
うち、外国人	412																																																																																																														
新規就業者	413																																																																																																														
15～19歳	414																																																																																																														
20～24歳	415																																																																																																														
25～29歳	416																																																																																																														
30～34歳	417																																																																																																														
35～39歳	418																																																																																																														
40～44歳	419																																																																																																														
45～49歳	420																																																																																																														
50～54歳	421																																																																																																														
55～59歳	422																																																																																																														
60～64歳	423																																																																																																														
65～69歳	424																																																																																																														
70～74歳	425																																																																																																														
75歳以上	426																																																																																																														

改正案	2003年漁業センサス	改正内容・改正理由																																																											
(3) 過去1年間に漁業の陸上作業のみに従事した人が最も多かった時期の人数を記入してください。 <table><tr><td>計</td><td>431</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>男</td><td>434</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>女</td><td>435</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	計	431					男	434					女	435					(2) 過去1年間に「漁業の海上作業に従事した人」が最も多かった時期の人数は何人ですか。 (人) <table><tr><td>計</td><td>411</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>男</td><td>414</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>女</td><td>415</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (3) 過去1年間に「漁業の陸上作業のみに従事した人」が最も多かった時期の人数は何人ですか。 (人) <table><tr><td>計</td><td>421</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>男</td><td>424</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>女</td><td>425</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 5 過去1年間の漁業従事日数について (1) 過去1年間に陸上作業も含め漁業に従事した日数は何日ですか。 (日) <table><tr><td>431</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	計	411					男	414					女	415					計	421					男	424					女	425					431	0				(削除) 報告者負担軽減の観点から削除 (変更なし) (削除) 報告者負担軽減の観点から削除
計	431																																																												
男	434																																																												
女	435																																																												
計	411																																																												
男	414																																																												
女	415																																																												
計	421																																																												
男	424																																																												
女	425																																																												
431	0																																																												

改正案	2003年漁業センサス	改正内容・改正理由																																																																													
5 過去1年間の漁獲物の販売金額について (1) 過去1年間の漁獲物の販売金額について、 該当する番号1つを○で囲んでください。 <table><tr><td></td><td>100万円未満</td><td>100万～300万円</td><td>300万～500万円</td><td>500万～800万円</td><td>800万～1,000万円</td><td>1,000万～1,500万円</td><td>1,500万～2,000万円</td><td>2,000万～5,000万円</td><td>5,000万～1億円</td><td>1億～2億円</td><td>2億～5億円</td><td>5億～10億円</td><td>10億円以上</td></tr><tr><td>441</td><td>01</td><td>02</td><td>03</td><td>04</td><td>05</td><td>06</td><td>07</td><td>08</td><td>09</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td></tr></table> (2) 上記のうち、海面養殖の販売金額について、 該当する番号1つを○で囲んでください。 <table><tr><td></td><td>100万円未満</td><td>100万～300万円</td><td>300万～500万円</td><td>500万～800万円</td><td>800万～1,000万円</td><td>1,000万～1,500万円</td><td>1,500万～2,000万円</td><td>2,000万～5,000万円</td><td>5,000万～1億円</td><td>1億～2億円</td><td>2億～5億円</td><td>5億～10億円</td><td>10億円以上</td></tr><tr><td>442</td><td>01</td><td>02</td><td>03</td><td>04</td><td>05</td><td>06</td><td>07</td><td>08</td><td>09</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td></tr></table>		100万円未満	100万～300万円	300万～500万円	500万～800万円	800万～1,000万円	1,000万～1,500万円	1,500万～2,000万円	2,000万～5,000万円	5,000万～1億円	1億～2億円	2億～5億円	5億～10億円	10億円以上	441	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13		100万円未満	100万～300万円	300万～500万円	500万～800万円	800万～1,000万円	1,000万～1,500万円	1,500万～2,000万円	2,000万～5,000万円	5,000万～1億円	1億～2億円	2億～5億円	5億～10億円	10億円以上	442	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	(2) 上記のうち、海上作業に従事した日数 は何日ですか。 (日) <table><tr><td>432</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 6 過去1年間の漁獲物の販売金額について (1) 経営体の総販売金額はいくらですか。 百 十 千 百 十 (円) 億 億 億 万 万 万 万 <table><tr><td>441</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (2) 上記のうち、海面養殖の販売金額はいくらですか。 百 十 千 百 十 (円) 億 億 億 万 万 万 万 <table><tr><td>442</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	432	0				441								442								(削除) 報告者負担軽減の観点から削除 (変更) 報告者の記入忌避を避けるため、販売金額規模の選択式に変更 (関係部局と調整中) (変更) 報告者の記入忌避を避けるため、販売金額規模の選択式に変更 (関係部局と調整中)
	100万円未満	100万～300万円	300万～500万円	500万～800万円	800万～1,000万円	1,000万～1,500万円	1,500万～2,000万円	2,000万～5,000万円	5,000万～1億円	1億～2億円	2億～5億円	5億～10億円	10億円以上																																																																		
441	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13																																																																		
	100万円未満	100万～300万円	300万～500万円	500万～800万円	800万～1,000万円	1,000万～1,500万円	1,500万～2,000万円	2,000万～5,000万円	5,000万～1億円	1億～2億円	2億～5億円	5億～10億円	10億円以上																																																																		
442	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13																																																																		
432	0																																																																														
441																																																																															
442																																																																															

改正案	2003年漁業センサス	改正内容・改正理由																																																																											
6 過去1年間の漁獲物の出荷先について該当する番号全てを○で囲んでください。 また、主な出荷先（出荷額の最も多かった出荷先）で該当する番号1つを○で囲んでください。 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>漁業協同組合の市場又は荷さばき所</td> <td>漁業協同組合以外の卸売市場</td> <td>流通業者・加工業者</td> <td>小売業者</td> <td>生協</td> <td>直売所</td> <td>自家販売</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>出荷先 (該当するものを全て○)</td> <td>451</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>主な出荷先 (主のものを1つを○)</td> <td>452</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> </tr> </table> [Ⅱ]漁船について 1 使用した漁船の種類について、該当するものの全ての番号を○で囲んでください。 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>動力船</td> <td>船外機付船</td> <td>無動力船</td> </tr> <tr> <td>501</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> </table>		漁業協同組合の市場又は荷さばき所	漁業協同組合以外の卸売市場	流通業者・加工業者	小売業者	生協	直売所	自家販売	その他	出荷先 (該当するものを全て○)	451	1	2	3	4	5	6	7	8	主な出荷先 (主のものを1つを○)	452	1	2	3	4	5	6	7	8		動力船	船外機付船	無動力船	501	1	2	3	7 過去1年間の漁獲物の出荷先について <table border="1"> <tr> <td></td> <td>漁協の市場又は荷さばき所</td> <td>漁協以外の卸売市場</td> <td>流通業者・加工業者</td> <td>小売業者</td> <td>生協</td> <td>直売所</td> <td>自家販売</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>451</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>452</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> </tr> </table> [Ⅱ]漁船について 1 使用した漁船の種類は何ですか。 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>動力船</td> <td>船外機付船</td> <td>無動力船</td> </tr> <tr> <td>501 0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> </table>		漁協の市場又は荷さばき所	漁協以外の卸売市場	流通業者・加工業者	小売業者	生協	直売所	自家販売	その他	451	1	2	3	4	5	6	7	8	452	0	0	0	1	2	3	4	5	6	7	8		動力船	船外機付船	無動力船	501 0	1	2	3	(変更なし) (変更なし)
	漁業協同組合の市場又は荷さばき所	漁業協同組合以外の卸売市場	流通業者・加工業者	小売業者	生協	直売所	自家販売	その他																																																																					
出荷先 (該当するものを全て○)	451	1	2	3	4	5	6	7	8																																																																				
主な出荷先 (主のものを1つを○)	452	1	2	3	4	5	6	7	8																																																																				
	動力船	船外機付船	無動力船																																																																										
501	1	2	3																																																																										
	漁協の市場又は荷さばき所	漁協以外の卸売市場	流通業者・加工業者	小売業者	生協	直売所	自家販売	その他																																																																					
451	1	2	3	4	5	6	7	8																																																																					
452	0	0	0	1	2	3	4	5	6	7	8																																																																		
	動力船	船外機付船	無動力船																																																																										
501 0	1	2	3																																																																										

改正案		2003年漁業センサス		改正内容・改正理由																							
2 過去1年間に使用した無動力船、船外機付船のうち、11月1日現在保有している漁船は何隻ですか。 (隻) <table border="1"> <tr> <td>無動力船</td> <td>502</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>船外機付船</td> <td>503</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		無動力船	502			船外機付船	503			2 過去1年間に使用した無動力船、船外機付船のうち、11月1日現在保有している漁船は何隻ですか。 (隻) <table border="1"> <tr> <td>無動力船</td> <td>502</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>船外機付船</td> <td>503</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> </table>		無動力船	502	0	0		船外機付船	503	0	0		(変更なし)					
無動力船	502																										
船外機付船	503																										
無動力船	502	0	0																								
船外機付船	503	0	0																								
3 動力船について 過去1年間に使用した動力船について記入してください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">漁船番号</th> <th rowspan="2">ト ン 数 (小数点以下2位まで記入してください。)</th> <th colspan="2">11月1日現在の保有の有無</th> </tr> <tr> <th>保有している</th> <th>保有していない</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td colspan="2">③</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小数点 (トン)</td> <td colspan="2">いずれかに印</td> </tr> <tr> <td>801</td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>802</td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>		漁船番号	ト ン 数 (小数点以下2位まで記入してください。)	11月1日現在の保有の有無		保有している	保有していない	①	②	③			小数点 (トン)	いずれかに印		801		1	2	802		1	2	(一部削除) 報告者負担の軽減の観点から、漁船名、新トン数の適用状況については削除			
漁船番号	ト ン 数 (小数点以下2位まで記入してください。)			11月1日現在の保有の有無																							
		保有している	保有していない																								
①	②	③																									
	小数点 (トン)	いずれかに印																									
801		1	2																								
802		1	2																								
3 動力船について (1) 過去1年間に使用した動力船について記入してください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁船名</th> <th>漁船番号</th> <th>ト ン 数 (小数点以下2位まで記入してください。)</th> <th>新トン数の適用を 受けた船に○印</th> <th>11月1日現在の保有の有無</th> </tr> <tr> <th colspan="2">①</th> <th>②</th> <th>④</th> <th>⑤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">無動力船、船外機付船は記入しないでください。</td> <td>小数点 (トン)</td> <td></td> <td>いずれかに印</td> </tr> <tr> <td></td> <td>801</td> <td></td> <td>1</td> <td>1 2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>802</td> <td></td> <td>1</td> <td>1 2</td> </tr> </tbody> </table>		漁船名	漁船番号	ト ン 数 (小数点以下2位まで記入してください。)	新トン数の適用を 受けた船に○印	11月1日現在の保有の有無	①		②	④	⑤	無動力船、船外機付船は記入しないでください。		小数点 (トン)		いずれかに印		801		1	1 2		802		1	1 2	
漁船名	漁船番号	ト ン 数 (小数点以下2位まで記入してください。)	新トン数の適用を 受けた船に○印	11月1日現在の保有の有無																							
①		②	④	⑤																							
無動力船、船外機付船は記入しないでください。		小数点 (トン)		いずれかに印																							
	801		1	1 2																							
	802		1	1 2																							

改正案			2003年漁業センサス						改正内容・改正理由		
11月1日現在で保有している動力船について記入してください。			(2) 11月1日現在 経営体が保有し						(一部削除)		
竣工した年	過去1年間の出漁日数	全国漁業種類番号の号	主機関の馬力数	受けた船に○印 新馬力数の適用を	竣工した年	漁船用状況		過去1年間の出漁日数	1 報告者負担の軽減の観点から、漁業経営との関連性が強い項目に限定して把握することとし、主機関の馬力数、新馬力数の適用状況、漁船の利用状況を削除		
			単一操業			複数操業					
			⑤			⑦	⑧				
④	⑤	⑥			(年)	いずれかに○印		(日)	2 また、乗組員数については漁業従事者数で代替させることとし、削除		
		1		1	2						
		1		1	2						
持っているすべての動力船について記入してください。 販売金額1位の漁業種類について									3 馬力数等については、水産庁がとりまとめている漁船統計に掲載		
全国漁業種類番号を記入してください	乗組員数について										
	男 子						女 子	外国人			
	15歳以下	30歳以下	40歳以下	50歳以下	60歳以下	65歳以上					
⑪	⑫										
(人)											

改正案

[Ⅲ]会社について

1 本社・事業所の区分及び会社の種類について、それぞれ該当する番号1つを選んでください。

本社・事業所の区分		会 社 の 種 類			
本社	事業所	株式	合資	合名	有限
801	1 2	1 2	3	4	

2 11月1日現在の従業員について
漁業以外の仕事に従事した人も含めたすべての従業員数を記入してください。

(人)

802			
-----	--	--	--

[Ⅳ]事業所も含めた会社全体について

1 事業所も含めた会社全体の従業員数を記入してください。

(人)

計	803						
常 雇	804						
臨時雇・日雇	805						

2003年漁業センサス

[Ⅲ]会社について

1 本社・事業所の区分及び会社の種類の該当するものに○印を記入してください。

本社・事業所の区分		会 社 の 種 類 (いずれかに○印してください)			
本社	事業所	株式	合資	合名	有限
801	0 0	1 2	1 2	3	4

2 11月1日現在の従業員数について
(1) 漁業以外の仕事に従事した人も含めたすべての従業員数を記入してください。

(人)

802			
-----	--	--	--

(2) 事業所も含めた会社全体の従業員数を記入してください。

(人)

計	803						
常 雇	804						
臨時雇・日雇	805						

改正内容・改正理由

(変更なし)

(変更なし)

(変更なし)

改正案	2003年漁業センサス	改正内容・改正理由																																																																													
2 資本金について、該当する番号1つを○で囲んでください。 <table border="1"> <tr> <td>100万円未満</td> <td>100万円 200万円</td> <td>200万円 500万円</td> <td>500万円 1,000万円</td> <td>1,000万円 3,000万円</td> <td>3,000万円 5,000万円</td> <td>5,000万円 1億円</td> <td>1億円 10億円</td> <td>10億円以上</td> </tr> <tr> <td>806</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> </tr> </table> 3 漁業の専業・兼業について (1) 過去1年間に営んだ事業が漁業のみの場合は「1」、漁業以外の事業も営んだ場合は「2」に○印を記入してください。 <table border="1"> <tr> <td>807</td> <td>専業</td> <td>兼業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> </table> (2) 過去1年間の総販売金額に占める漁業部門の割合について、該当する番号1つを○で囲んでください。 <table border="1"> <tr> <td>25%未満</td> <td>25%～50%</td> <td>50%～75%</td> <td>75%以上</td> </tr> <tr> <td>808</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> </table>	100万円未満	100万円 200万円	200万円 500万円	500万円 1,000万円	1,000万円 3,000万円	3,000万円 5,000万円	5,000万円 1億円	1億円 10億円	10億円以上	806	1	2	3	4	5	6	7	8	9	807	専業	兼業		1	2	25%未満	25%～50%	50%～75%	75%以上	808	1	2	3	4	3 資本金について該当するものに○印を記入してください。 <table border="1"> <tr> <td>100万円未満</td> <td>100万円 200万円</td> <td>200万円 500万円</td> <td>500万円 1,000万円</td> <td>1,000万円 3,000万円</td> <td>3,000万円 5,000万円</td> <td>5,000万円 1億円</td> <td>1億円 10億円</td> <td>10億円以上</td> </tr> <tr> <td>806</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> </tr> </table> 4 漁業の専業・兼業について (1) 過去1年間に営んだ事業が、漁業のみの場合は「専業」に、漁業以外の事業も営んだ場合は「兼業」に○印を記入してください。 <table border="1"> <tr> <td>807</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>専業</td> <td>兼業</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> </table> (2) 過去1年間の総販売金額に占める漁業部門の割合について該当するものの一つに○印を記入してください。 <table border="1"> <tr> <td>25%未満</td> <td>25%～50%</td> <td>50%～75%</td> <td>75%以上</td> </tr> <tr> <td>808</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> </table>	100万円未満	100万円 200万円	200万円 500万円	500万円 1,000万円	1,000万円 3,000万円	3,000万円 5,000万円	5,000万円 1億円	1億円 10億円	10億円以上	806	1	2	3	4	5	6	7	8	9	807	0	0	0	専業	兼業					1	2	25%未満	25%～50%	50%～75%	75%以上	808	0	0	0	1	2	3	4	(変更なし) (変更なし) (変更なし)
100万円未満	100万円 200万円	200万円 500万円	500万円 1,000万円	1,000万円 3,000万円	3,000万円 5,000万円	5,000万円 1億円	1億円 10億円	10億円以上																																																																							
806	1	2	3	4	5	6	7	8	9																																																																						
807	専業	兼業																																																																													
	1	2																																																																													
25%未満	25%～50%	50%～75%	75%以上																																																																												
808	1	2	3	4																																																																											
100万円未満	100万円 200万円	200万円 500万円	500万円 1,000万円	1,000万円 3,000万円	3,000万円 5,000万円	5,000万円 1億円	1億円 10億円	10億円以上																																																																							
806	1	2	3	4	5	6	7	8	9																																																																						
807	0	0	0	専業	兼業																																																																										
				1	2																																																																										
25%未満	25%～50%	50%～75%	75%以上																																																																												
808	0	0	0	1	2	3	4																																																																								

改正案			2003年漁業センサス			改正内容・改正理由																																																																																									
(3) 過去1年間に漁業以外に営んだ事業に○印を記入してください。 また、所有している事業所の数を主に営んだ事業別に記入してください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>営んだもの</th> <th>すべてに○印</th> <th>販売金額一位のものに○印</th> <th>事業所の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">製造業</td> <td>水産加工業</td> <td>811</td> <td>1</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>812</td> <td>1</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">卸売・小売業、飲食業</td> <td>813</td> <td>1</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">サービス業</td> <td>814</td> <td>1</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>冷蔵倉庫業</td> <td>815</td> <td>1</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>816</td> <td>1</td> <td>2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (4) 自社用の冷凍・冷蔵工場数（寄託品を取り扱わない自社用の水産物を保存する冷凍・冷蔵工場数）を記入してください。 <table border="1"> <tr> <td>817</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					営んだもの	すべてに○印	販売金額一位のものに○印	事業所の数	製造業	水産加工業	811	1	2		その他	812	1	2		卸売・小売業、飲食業		813	1	2		サービス業		814	1	2		その他	冷蔵倉庫業	815	1	2		その他	816	1	2		817			(3) 過去1年間に漁業以外に営んだ事業に○印を記入してください。 また、経営体を持つ事業所の数を主に営んだ事業別に記入してください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>営んだもの</th> <th>すべてに○印</th> <th>販売金額一位のものに○印</th> <th>事業所の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">製造業</td> <td>水産加工業</td> <td>811</td> <td>1</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>812</td> <td>1</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">卸売・小売業、飲食業</td> <td>813</td> <td>1</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">サービス業</td> <td>814</td> <td>1</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>冷蔵倉庫業</td> <td>815</td> <td>1</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>816</td> <td>1</td> <td>2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (4) 自社用の冷凍・冷蔵工場数を記入してください。 （寄託品を取り扱わない自社用の水産物を保存する冷凍・冷蔵工場数を記入してください。） <table border="1"> <tr> <td>817</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> </table>					営んだもの	すべてに○印	販売金額一位のものに○印	事業所の数	製造業	水産加工業	811	1	2		その他	812	1	2		卸売・小売業、飲食業		813	1	2		サービス業		814	1	2		その他	冷蔵倉庫業	815	1	2		その他	816	1	2		817	0	0		(変更なし) (変更なし)		
		営んだもの	すべてに○印	販売金額一位のものに○印	事業所の数																																																																																										
製造業	水産加工業	811	1	2																																																																																											
	その他	812	1	2																																																																																											
卸売・小売業、飲食業		813	1	2																																																																																											
サービス業		814	1	2																																																																																											
その他	冷蔵倉庫業	815	1	2																																																																																											
	その他	816	1	2																																																																																											
817																																																																																															
		営んだもの	すべてに○印	販売金額一位のものに○印	事業所の数																																																																																										
製造業	水産加工業	811	1	2																																																																																											
	その他	812	1	2																																																																																											
卸売・小売業、飲食業		813	1	2																																																																																											
サービス業		814	1	2																																																																																											
その他	冷蔵倉庫業	815	1	2																																																																																											
	その他	816	1	2																																																																																											
817	0	0																																																																																													

改正案		2003年漁業センサス		改正内容・改正理由																																																							
5 事業別に子会社数を記入してください。		5 子会社について 事業別に子会社の数を記入してください。		(変更なし)																																																							
<table border="1"> <tr> <td>漁業</td> <td>821</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">製造業</td> <td>水産加工業</td> <td>822</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>823</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">卸売・小売業、飲食業</td> <td>824</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">サービス業</td> <td>825</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>冷蔵倉庫業</td> <td>826</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>827</td> <td></td> </tr> </table>		漁業	821			製造業	水産加工業	822		その他	823		卸売・小売業、飲食業		824		サービス業		825		その他	冷蔵倉庫業	826		その他	827		<table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">子会社 の数</td> </tr> <tr> <td>漁業</td> <td>821</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">製造業</td> <td>水産加工業</td> <td>822</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>823</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">卸売・小売業、飲食業</td> <td>824</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">サービス業</td> <td>825</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>冷蔵倉庫業</td> <td>826</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>827</td> <td>0</td> </tr> </table>				子会社 の数		漁業	821	0	0	製造業	水産加工業	822	0	その他	823	0	卸売・小売業、飲食業		824	0	サービス業		825	0	その他	冷蔵倉庫業	826	0	その他	827	0
漁業	821																																																										
製造業	水産加工業	822																																																									
	その他	823																																																									
卸売・小売業、飲食業		824																																																									
サービス業		825																																																									
その他	冷蔵倉庫業	826																																																									
	その他	827																																																									
		子会社 の数																																																									
漁業	821	0	0																																																								
製造業	水産加工業	822	0																																																								
	その他	823	0																																																								
卸売・小売業、飲食業		824	0																																																								
サービス業		825	0																																																								
その他	冷蔵倉庫業	826	0																																																								
	その他	827	0																																																								

[illegible]

2008年漁業センサス調査票 新旧対照表（案）

Ⅲ 海面漁業調査 漁業管理組織調査票

改正案	2003年漁業センサス	改正内容・改正理由
【指標欄】 秘 指定統計第67号 漁業センサス 農林水産省 様式調第〇号 2008 年 漁 業 セ ン サ ス 海 面 漁 業 調 査 漁 業 管 理 組 織 調 査 票 大海区名 【指標欄】 大海区 都府県 (支庁) 市区町村 客 体 一 連 号 組 織 区 分 名 称 番 号 組 織 の 名 称 代 表 者 氏 名 この調査票は、統計以外の目的には使用しませんので、ありのままを記入してください。 記入上の留意事項 1 記入に当たっては、「漁業管理組織調査の記入の仕方」をよく読んでから記入してください。 2 調査票の内容の中で、過去1年間で記入する箇所がありますが、過去1年間とは平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間です。 3 調査票への記入は黒の鉛筆かシャープペンシルで記入してください。 4 数字は、算用数字で1マスに1字ずつ右に詰めて記入してください。 記入に当たって分からない点がありましたら、統計調査員におたずねください。 月 日 に調査票の回収に伺いますので、それまでに該当箇所の記入をお願いします。 統計調査員氏名 電 話 番 号	【指標欄】 秘 指定統計第67号 漁業センサス 農林水産省 様式調第4号 2003 年 漁 業 セ ン サ ス 海 面 漁 業 調 査 漁 業 管 理 組 織 調 査 票 平成15年11月1日調査 大海区名 【指標欄】 大海区 都府県 (支庁) 市区町村 漁業地区 客 体 一 連 号 組 織 区 分 名 称 番 号 組 織 の 名 称 代 表 者 氏 名 電 話 番 号 局・取りまとめセンター セ ン タ ー この調査票は、統計以外の目的（税金の徴収など）に使用することはありません。	（一部削除） 最小集計単位を市区町村とするため 漁業地区は削除

改正案														2003年漁業センサス														改正内容・改正理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
[I] 組織の概要														[I] 組織の概要														(変更なし)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
1 管理対象魚種と漁業種類														1 管理対象魚種と漁業種類																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
魚 種 名		魚 種 コー ド	漁 業 種 類 (該 当 す る も の す べ て に ○ 印)											魚 種 コー ド		漁 業 種 類 (該 当 す る も の す べ て に ○ 印)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
			底 び き 網		刺 網	は え 縄	船 び き 網	採 貝 ・ 採 藻	定 置 網	そ の 他 の 漁 業	海 面 養 殖 業	左 記 以 外 の 漁 業	底 び き 網			刺 網	は え 縄	船 び き 網	採 貝 ・ 採 藻	定 置 網	そ の 他 の 漁 業	海 面 養 殖 業	左 記 以 外 の 漁 業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
			小 型 底 び き 網	左 記 以 外 の 網									小 型 底 び き 網											左 記 以 外 の 網																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	101		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11		101		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															

改正案	2003年漁業センサス	改正内容・改正理由																																																																																																																																																																				
2 11月1日現在の参加漁業経営体 (1) 実参加漁業経営体数 (経営体) <table><tr><td>111</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (2) 管理対象漁業種類別の参加漁業経営体数 (経営体) <table><tr><td>底びき網</td><td>小型底びき網</td><td>121</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>上記以外の底びき網</td><td>122</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">刺網</td><td>123</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">釣</td><td>124</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">はえ縄</td><td>125</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">船びき網</td><td>126</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">採貝・採藻</td><td>127</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">定置網</td><td>128</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">その他の漁業</td><td>129</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">海面養殖業</td><td>130</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">上記以外の漁業</td><td>131</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (3) 参加漁業経営体の所在する地区範囲 <table><tr><td>1 市区町村内</td><td>複数の市区町村</td><td>都道府県の全域</td><td>複数の都道府県</td></tr><tr><td>141</td><td>000</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr></table>	111					底びき網	小型底びき網	121					上記以外の底びき網	122				刺網		123				釣		124				はえ縄		125				船びき網		126				採貝・採藻		127				定置網		128				その他の漁業		129				海面養殖業		130				上記以外の漁業		131				1 市区町村内	複数の市区町村	都道府県の全域	複数の都道府県	141	000	1	2	3	4	2 11月1日現在の参加漁業経営体 (1) 実参加漁業経営体数 (経営体) <table><tr><td>151</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (2) 管理対象漁業種類別の参加漁業経営体数 (経営体) <table><tr><td>底びき網</td><td>小型底びき網</td><td>161</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>上記以外の底びき網</td><td>162</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">刺網</td><td>163</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">釣</td><td>164</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">はえ縄</td><td>165</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">船びき網</td><td>166</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">採貝・採藻</td><td>167</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">定置網</td><td>168</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">その他の漁業</td><td>169</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">海面養殖業</td><td>170</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">上記以外の漁業</td><td>171</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (3) 参加漁業経営体の所在する地区範囲 <table><tr><td>1 漁業地区内</td><td>1 市区町村内</td><td>複数の市区町村</td><td>都道府県の全域</td><td>複数の都道府県</td></tr><tr><td>181</td><td>000</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr></table>	151					底びき網	小型底びき網	161					上記以外の底びき網	162				刺網		163				釣		164				はえ縄		165				船びき網		166				採貝・採藻		167				定置網		168				その他の漁業		169				海面養殖業		170				上記以外の漁業		171				1 漁業地区内	1 市区町村内	複数の市区町村	都道府県の全域	複数の都道府県	181	000	1	2	3	4	5	(変更なし) (変更なし) (一部削除) 最小集計単位を市区町村とするため 漁業地区は削除
111																																																																																																																																																																						
底びき網	小型底びき網	121																																																																																																																																																																				
	上記以外の底びき網	122																																																																																																																																																																				
刺網		123																																																																																																																																																																				
釣		124																																																																																																																																																																				
はえ縄		125																																																																																																																																																																				
船びき網		126																																																																																																																																																																				
採貝・採藻		127																																																																																																																																																																				
定置網		128																																																																																																																																																																				
その他の漁業		129																																																																																																																																																																				
海面養殖業		130																																																																																																																																																																				
上記以外の漁業		131																																																																																																																																																																				
1 市区町村内	複数の市区町村	都道府県の全域	複数の都道府県																																																																																																																																																																			
141	000	1	2	3	4																																																																																																																																																																	
151																																																																																																																																																																						
底びき網	小型底びき網	161																																																																																																																																																																				
	上記以外の底びき網	162																																																																																																																																																																				
刺網		163																																																																																																																																																																				
釣		164																																																																																																																																																																				
はえ縄		165																																																																																																																																																																				
船びき網		166																																																																																																																																																																				
採貝・採藻		167																																																																																																																																																																				
定置網		168																																																																																																																																																																				
その他の漁業		169																																																																																																																																																																				
海面養殖業		170																																																																																																																																																																				
上記以外の漁業		171																																																																																																																																																																				
1 漁業地区内	1 市区町村内	複数の市区町村	都道府県の全域	複数の都道府県																																																																																																																																																																		
181	000	1	2	3	4	5																																																																																																																																																																

改正案	2003年漁業センサス	改正内容・改正理由																	
	3 漁業管理を開始した時の状況 漁業管理を開始した契機について <table><tr><td></td><td>漁獲量の減少への対応</td><td>漁業資源の維持管理</td><td>漁場競合の排除</td><td>漁業者間の競争排除</td><td>漁場の有効利用</td><td>漁場利用の均等化</td><td>その他</td></tr><tr><td>191</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr></table>		漁獲量の減少への対応	漁業資源の維持管理	漁場競合の排除	漁業者間の競争排除	漁場の有効利用	漁場利用の均等化	その他	191	0	1	2	3	4	5	6	7	(削除) 調査員及び報告者負担の軽減の観点から削除
	漁獲量の減少への対応	漁業資源の維持管理	漁場競合の排除	漁業者間の競争排除	漁場の有効利用	漁場利用の均等化	その他												
191	0	1	2	3	4	5	6	7											

改正案	2003年漁業センサス	改正内容・改正理由																																																																																				
[Ⅱ] 漁業管理 1 過去5年間の通常の時期に行った漁業管理の内容 (1) 漁業資源の管理内容について (該当するものすべてに○印) <table><tr><td>資源量の把握</td><td>151</td><td>000</td><td>1</td></tr><tr><td>漁獲(収獲)枠の設定</td><td>152</td><td>000</td><td>1</td></tr><tr><td>漁業資源の増殖</td><td>153</td><td>000</td><td>1</td></tr><tr><td>その他</td><td>154</td><td>000</td><td>1</td></tr></table> (2) 漁場の管理及び漁場環境の取組について (該当するものすべてに○印) <table><tr><td>漁場の保全</td><td>161</td><td>000</td><td>1</td></tr><tr><td>うち藻場・干潟の維持管理</td><td>162</td><td>000</td><td>1</td></tr><tr><td>うち合成洗剤不使用の取組</td><td>163</td><td>000</td><td>1</td></tr><tr><td>漁場の造成</td><td>164</td><td>000</td><td>1</td></tr><tr><td>漁場利用の取り決め</td><td>165</td><td>000</td><td>1</td></tr><tr><td>漁場の監視</td><td>166</td><td>000</td><td>1</td></tr><tr><td>植樹活動、魚付き林の造成</td><td>167</td><td>000</td><td>1</td></tr><tr><td>その他</td><td>168</td><td>000</td><td>1</td></tr></table>	資源量の把握	151	000	1	漁獲(収獲)枠の設定	152	000	1	漁業資源の増殖	153	000	1	その他	154	000	1	漁場の保全	161	000	1	うち藻場・干潟の維持管理	162	000	1	うち合成洗剤不使用の取組	163	000	1	漁場の造成	164	000	1	漁場利用の取り決め	165	000	1	漁場の監視	166	000	1	植樹活動、魚付き林の造成	167	000	1	その他	168	000	1	[Ⅱ] 漁業管理 1 過去5年間の通常の時期に行った漁業管理の内容 (1) 漁業資源の管理内容について (該当するものすべてに○印) <table><tr><td>資源量の把握</td><td>201</td><td>000</td><td>1</td></tr><tr><td>漁獲(収獲)枠の設定</td><td>202</td><td>000</td><td>1</td></tr><tr><td>漁業資源の増殖</td><td>203</td><td>000</td><td>1</td></tr><tr><td>その他</td><td>204</td><td>000</td><td>1</td></tr></table> (2) 漁場の管理内容について (該当するものすべてに○印) <table><tr><td>漁場の保全</td><td>211</td><td>000</td><td>1</td></tr><tr><td>漁場の造成</td><td>212</td><td>000</td><td>1</td></tr><tr><td>漁場利用の取決め</td><td>213</td><td>000</td><td>1</td></tr><tr><td>漁場の監視</td><td>214</td><td>000</td><td>1</td></tr><tr><td>その他</td><td>215</td><td>000</td><td>1</td></tr></table>	資源量の把握	201	000	1	漁獲(収獲)枠の設定	202	000	1	漁業資源の増殖	203	000	1	その他	204	000	1	漁場の保全	211	000	1	漁場の造成	212	000	1	漁場利用の取決め	213	000	1	漁場の監視	214	000	1	その他	215	000	1	(変更なし) (一部変更) 「藻場・干潟の有無」、「植樹活動、魚付き林の造成の有無」、「合成洗剤不使用の取組の有無」について、海面漁業地域調査より調査項目を移動し、これにより、「藻場・干潟の維持管理」、「合成洗剤不使用の取組」及び「植樹活動、魚付き林の造成」について、活動の有無別の集計を可能とした
資源量の把握	151	000	1																																																																																			
漁獲(収獲)枠の設定	152	000	1																																																																																			
漁業資源の増殖	153	000	1																																																																																			
その他	154	000	1																																																																																			
漁場の保全	161	000	1																																																																																			
うち藻場・干潟の維持管理	162	000	1																																																																																			
うち合成洗剤不使用の取組	163	000	1																																																																																			
漁場の造成	164	000	1																																																																																			
漁場利用の取り決め	165	000	1																																																																																			
漁場の監視	166	000	1																																																																																			
植樹活動、魚付き林の造成	167	000	1																																																																																			
その他	168	000	1																																																																																			
資源量の把握	201	000	1																																																																																			
漁獲(収獲)枠の設定	202	000	1																																																																																			
漁業資源の増殖	203	000	1																																																																																			
その他	204	000	1																																																																																			
漁場の保全	211	000	1																																																																																			
漁場の造成	212	000	1																																																																																			
漁場利用の取決め	213	000	1																																																																																			
漁場の監視	214	000	1																																																																																			
その他	215	000	1																																																																																			

改正案					2003年漁業センサス					改正内容・改正理由				
(3) 漁獲の管理について					(3) 漁獲の管理について					(変更なし)				
			法制度 による 規制	自主 規制				法制度 による 規制	自主 規制					
漁期の規制	171	00	1	1	漁期の規制	221	00	1	1					
漁法の規制	172	00	1	1	漁法の規制	222	00	1	1					
漁船隻数の規制	173	00	1	1	漁船隻数の規制	223	00	1	1					
漁船トン数・馬力数の規制	174	00	1	1	漁船トン数・馬力数の規制	224	00	1	1					
漁具の規制	175	00	1	1	漁具の規制	225	00	1	1					
出漁日数の規制	176	00	1	1	出漁日数の規制	226	00	1	1					
操業時間の規制	177	00	1	1	操業時間の規制	227	00	1	1					
操業人員の規制	178	00	1	1	操業人員の規制	228	00	1	1					
漁獲(収獲)サイズの規制	179	00	1	1	漁獲(収獲)サイズの規制	229	00	1	1					
漁獲量(収獲量)の規制	180	00	1	1	漁獲量(収獲量)の規制	230	00	1	1					
その他	181	00	1	1	その他	231	00	1	1					

改正案	2003年漁業センサス	改正内容・改正理由																				
	2 過去5年間に漁業管理に要した費用 (1) 費用総額 (万円) 241 * (2) 費用総額のうち、参加経営体負担額 (万円) 242 * (3) 費用を負担した実経営体数 (経営体) 243 (4) 制度的補助金助成の有無 <table><tr><td></td><td></td><td>あ</td><td>り</td><td>な</td><td>し</td></tr><tr><td>244</td><td>000</td><td>1</td><td></td><td>2</td><td></td></tr></table>			あ	り	な	し	244	000	1		2		(削除) 調査員及び報告者負担の軽減の観点から削除 (削除) 調査員及び報告者負担の軽減の観点から削除 (削除) 調査員及び報告者負担の軽減の観点から削除 (削除) 調査員及び報告者負担の軽減の観点から削除								
		あ	り	な	し																	
244	000	1		2																		
2 漁業管理に係る調整 <table><tr><td></td><td>組 織 内 の 漁 業 種 類 間 の 調 整</td><td>漁業地区内の 他の漁業種類 との 調整</td><td>他 の 漁 業 地区・市町村 等との 調整</td><td>遊漁との調整</td></tr><tr><td>191</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr></table>		組 織 内 の 漁 業 種 類 間 の 調 整	漁業地区内の 他の漁業種類 との 調整	他 の 漁 業 地区・市町村 等との 調整	遊漁との調整	191	1	2	3	4	3 漁業管理に係る調整 <table><tr><td></td><td>組 織 内 の 漁 業 種 類 間 の 調 整</td><td>漁業地区内の 他の漁業種類 との 調整</td><td>他 の 漁 業 地区・市町村 等との 調整</td><td>遊漁との調整</td></tr><tr><td>251</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr></table>		組 織 内 の 漁 業 種 類 間 の 調 整	漁業地区内の 他の漁業種類 との 調整	他 の 漁 業 地区・市町村 等との 調整	遊漁との調整	251	1	2	3	4	(変更なし)
	組 織 内 の 漁 業 種 類 間 の 調 整	漁業地区内の 他の漁業種類 との 調整	他 の 漁 業 地区・市町村 等との 調整	遊漁との調整																		
191	1	2	3	4																		
	組 織 内 の 漁 業 種 類 間 の 調 整	漁業地区内の 他の漁業種類 との 調整	他 の 漁 業 地区・市町村 等との 調整	遊漁との調整																		
251	1	2	3	4																		

改正案	2003年漁業センサス	改正内容・改正理由																																	
	4 漁業管理に関する取決め (1) 文書の周知方法について <table><tr><td></td><td></td><td>文書を配布</td><td>掲示板等 に掲示</td><td>文書の保管</td></tr><tr><td>261</td><td>000</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr></table> (2) 罰則の内容、確認者の配置及びそれらについて文書規程の有無について <table><tr><td></td><td></td><td colspan="3">罰 則</td><td rowspan="2">確 認 者 の 配 置</td><td colspan="2">文 書</td></tr><tr><td></td><td></td><td>操 業 停 止</td><td>罰 金</td><td>そ の 他</td><td>罰 則</td><td>確 認 者 の 配 置</td></tr><tr><td>262</td><td>00</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr></table>			文書を配布	掲示板等 に掲示	文書の保管	261	000	1	2	3			罰 則			確 認 者 の 配 置	文 書				操 業 停 止	罰 金	そ の 他	罰 則	確 認 者 の 配 置	262	00	1	2	3	4	5	6	(削除) 調査員及び報告者負担の軽減の観点 から削除 (削除) 調査員及び報告者負担の軽減の観点 から削除
		文書を配布	掲示板等 に掲示	文書の保管																															
261	000	1	2	3																															
		罰 則			確 認 者 の 配 置	文 書																													
		操 業 停 止	罰 金	そ の 他		罰 則	確 認 者 の 配 置																												
262	00	1	2	3	4	5	6																												

改正案	2003年漁業センサス	改正内容・改正理由																																																											
	〔Ⅲ〕 漁獲物の販売状況 1 販売の形態について <table><tr><td></td><td></td><td>共同販売のみ</td><td>共同販売が主</td><td>個人販売が主</td><td>個人販売のみ</td></tr><tr><td>301</td><td>000</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr></table> 2 主な決済方法について <table><tr><td></td><td></td><td>個人決済</td><td>プール計算</td><td>その他</td></tr><tr><td>311</td><td>000</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr></table> 3 漁業管理を開始した以降の取組みについて <table><tr><td></td><td colspan="2">海上での取組</td><td colspan="3">陸上での取組</td></tr><tr><td></td><td>活魚操業</td><td>品質対策</td><td>前処理・加工</td><td>販路の開拓</td><td>輸送対策</td></tr><tr><td>321</td><td>000</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr></table> 〔Ⅳ〕 漁業管理の効果 効果の内容について <table><tr><td></td><td>漁獲量の安定</td><td>漁業経費の節減</td><td>所得格差の縮小</td><td>漁業経営の安定</td><td>魚価の安定</td><td>漁獲金額の増大・維持</td><td>操業秩序の維持</td><td>その他</td></tr><tr><td>401</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr></table>			共同販売のみ	共同販売が主	個人販売が主	個人販売のみ	301	000	1	2	3	4			個人決済	プール計算	その他	311	000	1	2	3		海上での取組		陸上での取組				活魚操業	品質対策	前処理・加工	販路の開拓	輸送対策	321	000	1	2	3	4	5		漁獲量の安定	漁業経費の節減	所得格差の縮小	漁業経営の安定	魚価の安定	漁獲金額の増大・維持	操業秩序の維持	その他	401	1	2	3	4	5	6	7	8	(削除) 調査員及び報告者負担の軽減の観点から削除 (削除) 調査員及び報告者負担の軽減の観点から削除 (削除) 調査員及び報告者負担の軽減の観点から削除 (削除) 調査員及び報告者負担の軽減の観点から削除
		共同販売のみ	共同販売が主	個人販売が主	個人販売のみ																																																								
301	000	1	2	3	4																																																								
		個人決済	プール計算	その他																																																									
311	000	1	2	3																																																									
	海上での取組		陸上での取組																																																										
	活魚操業	品質対策	前処理・加工	販路の開拓	輸送対策																																																								
321	000	1	2	3	4	5																																																							
	漁獲量の安定	漁業経費の節減	所得格差の縮小	漁業経営の安定	魚価の安定	漁獲金額の増大・維持	操業秩序の維持	その他																																																					
401	1	2	3	4	5	6	7	8																																																					

2008年漁業センサス調査票 新旧対照表（案）

Ⅳ 海面漁業調査 海面漁業地域調査票

改正案	2003年漁業センサス	改正内容・改正理由
【指標欄】 様式調第〇号 秘 指定統計第67号 漁業センサス 農林水産省 2008 年 漁 業 セ ン サ ス 海 面 漁 業 調 査 海面漁業地域調査票 平成20年11月1日調査 大海区名 大海区 都府県 (支庁) 市区町村 名 称 番 号 この調査票は、統計以外の目的には使用しませんので、ありのままを記入してください。 記入上の留意事項 1 記入に当たっては、「海面漁業地域調査の記入の仕方」をよく読んでから記入してください。 2 調査票の内容の中で、過去1年間で記入する箇所がありますが、過去1年間とは平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間です。 3 調査票への記入は黒の鉛筆かシャープペンシルで記入してください。 4 数字は、算用数字で1マスに1字ずつ右に詰めて記入してください。 記入に当たって分からない点がありましたら、統計調査員におたずねください。 月 日 に調査票の回収に伺いますので、それまでに該当箇所の記入をお願いします。 調査員氏名 電話番号	【指標欄】 様式調第5号 秘 指定統計第67号 漁業センサス 農林水産省 2003 年 漁 業 セ ン サ ス 海 面 漁 業 調 査 海面漁業地域調査票 平成15年11月1日調査 この調査票は、統計以外の目的（税金の徴収など）に使用することはありません。 大海区名 大海区 都府県 (支庁) 市区町村 漁業地区 名 称 番 号 局・取りまとめセンター セ ン タ ー	（一部削除） 統計表章を市区町村とするため漁業地区は削除

改正案	2003年漁業センサス	改正内容・改正理由																																																							
〔１〕生産条件	〔１〕生産条件 1 漁場環境 （１）藻場・干潟の有無 （該当するものすべてに○印） <table><tr><td></td><td colspan="2">藻 場</td><td colspan="2">干 潟</td></tr><tr><td></td><td>天 然</td><td>人 工</td><td>天 然</td><td>人 工</td></tr><tr><td>101</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr></table> （２）漁場環境改善への取組 ① 植樹活動、魚付き林造成の有無 （該当するものに○印） <table><tr><td></td><td colspan="2">植 樹 活 動</td><td colspan="2">魚 付 き 林 の 造 成</td></tr><tr><td>111 00</td><td colspan="2">1</td><td colspan="2">2</td></tr></table> ② 海浜部清掃活動に参加した成人の男女割合 （割） <table><tr><td>男 性</td><td>112</td><td>00</td><td></td><td></td></tr><tr><td>女 性</td><td>113</td><td>00</td><td></td><td></td></tr></table> ③ 加工場の排水等に関する協定の有無 （いずれか一つに○印） <table><tr><td></td><td colspan="2">協 定 あ り</td><td colspan="2">協 定 な し</td></tr><tr><td>114 000</td><td colspan="2">1</td><td colspan="2">2</td></tr></table> ④ 合成洗剤不使用の取組みの有無 （いずれか一つに○印） <table><tr><td></td><td colspan="2">取 組 あ り</td><td colspan="2">取 組 な し</td></tr><tr><td>115 000</td><td colspan="2">1</td><td colspan="2">2</td></tr></table>		藻 場		干 潟			天 然	人 工	天 然	人 工	101	1	2	3	4		植 樹 活 動		魚 付 き 林 の 造 成		111 00	1		2		男 性	112	00			女 性	113	00				協 定 あ り		協 定 な し		114 000	1		2			取 組 あ り		取 組 な し		115 000	1		2		（削除） 藻場・干潟の維持管理活動として、漁業管理組織調査で把握 （削除） 植樹活動、魚付林造成の取組活動として漁業管理組織調査で把握 （削除） 報告者を漁業協同組合に特定することに伴い、調査が困難であるため削除 （削除） 報告者負担の軽減の観点から削除 （削除） 合成洗剤不使用の取組活動として漁業管理組織調査で把握
	藻 場		干 潟																																																						
	天 然	人 工	天 然	人 工																																																					
101	1	2	3	4																																																					
	植 樹 活 動		魚 付 き 林 の 造 成																																																						
111 00	1		2																																																						
男 性	112	00																																																							
女 性	113	00																																																							
	協 定 あ り		協 定 な し																																																						
114 000	1		2																																																						
	取 組 あ り		取 組 な し																																																						
115 000	1		2																																																						

改正案	2003年漁業センサス	改正内容・改正理由																																																																																																																																								
1 漁場環境の変化 ① 漁業権放棄の原因 <table><tr><th colspan="2">原因</th><th colspan="2">主な原因</th></tr><tr><th colspan="2">(該当するものすべてに○印)</th><th colspan="2">(いずれか一つに○印)</th></tr><tr><td>121</td><td>埋め立て</td><td>港湾・漁港の建設</td><td>1 1</td></tr><tr><td>122</td><td></td><td>道路建設</td><td>1 1</td></tr><tr><td>123</td><td></td><td>宅地造成</td><td>1 1</td></tr><tr><td>124</td><td></td><td>港湾・漁港の建設</td><td>1 1</td></tr><tr><td>125</td><td></td><td>工業用地造成</td><td>1 1</td></tr><tr><td>126</td><td></td><td>その他</td><td>1 1</td></tr></table> 「その他の原因を具体的に記入します。」 ② 管轄区域内における漁業権の放棄面積 <table><tr><th colspan="5">漁業権放棄面積 (㎡)</th></tr><tr><td>平14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td></tr><tr><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td></tr><tr><td>127</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	原因		主な原因		(該当するものすべてに○印)		(いずれか一つに○印)		121	埋め立て	港湾・漁港の建設	1 1	122		道路建設	1 1	123		宅地造成	1 1	124		港湾・漁港の建設	1 1	125		工業用地造成	1 1	126		その他	1 1	漁業権放棄面積 (㎡)					平14	15	16	17	18	①	②	③	④	⑤	127					⑤ 漁業系廃棄物の処理主体 <table><tr><th colspan="2">該当するものすべてに○印</th><th colspan="2">主な処理主体 (番号で記入)</th></tr><tr><th>地方公共団体</th><th>漁業協同組合</th><th>民間業者</th><th>その他</th></tr><tr><td>F R P 船</td><td>116 000</td><td>1</td><td>2 3 4</td></tr><tr><td>漁具・漁網</td><td>117 000</td><td>1</td><td>2 3 4</td></tr><tr><td>魚箱</td><td>118 000</td><td>1</td><td>2 3 4</td></tr><tr><td>漁獲物の残滓</td><td>119 000</td><td>1</td><td>2 3 4</td></tr></table> (3) 漁場環境の変化 ① 漁業権放棄 <table><tr><th>原因</th><th colspan="2">主な原因</th></tr><tr><th>(該当するものすべてに○印)</th><th colspan="2">(番号で記入)</th></tr><tr><td>埋め立て</td><td>港湾・漁港の建設</td><td>その他</td></tr><tr><td>121</td><td>1 2 3</td><td></td></tr></table> 「その他の原因を具体的に記入します。」 <table><tr><th colspan="5">漁業権放棄面積 (㎡)</th></tr><tr><td>平10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td></tr><tr><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td></tr><tr><td>122</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ② 埋め立て <table><tr><th colspan="5">原因</th><th colspan="2">主な原因</th></tr><tr><th colspan="5">(該当するものすべてに○印)</th><th colspan="2">(番号で記入)</th></tr><tr><td>港湾・漁港の建設</td><td>工業用地造成</td><td>宅地造成</td><td>道路建設</td><td>その他</td><td></td><td></td></tr><tr><td>123</td><td>00</td><td>1</td><td>2 3 4 5</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 「その他の原因を具体的に記入します。」	該当するものすべてに○印		主な処理主体 (番号で記入)		地方公共団体	漁業協同組合	民間業者	その他	F R P 船	116 000	1	2 3 4	漁具・漁網	117 000	1	2 3 4	魚箱	118 000	1	2 3 4	漁獲物の残滓	119 000	1	2 3 4	原因	主な原因		(該当するものすべてに○印)	(番号で記入)		埋め立て	港湾・漁港の建設	その他	121	1 2 3		漁業権放棄面積 (㎡)					平10	11	12	13	14	①	②	③	④	⑤	122					原因					主な原因		(該当するものすべてに○印)					(番号で記入)		港湾・漁港の建設	工業用地造成	宅地造成	道路建設	その他			123	00	1	2 3 4 5				(削除) 報告者を漁業協同組合に特定することに伴い、調査が困難であるため削除 (変更なし)
原因		主な原因																																																																																																																																								
(該当するものすべてに○印)		(いずれか一つに○印)																																																																																																																																								
121	埋め立て	港湾・漁港の建設	1 1																																																																																																																																							
122		道路建設	1 1																																																																																																																																							
123		宅地造成	1 1																																																																																																																																							
124		港湾・漁港の建設	1 1																																																																																																																																							
125		工業用地造成	1 1																																																																																																																																							
126		その他	1 1																																																																																																																																							
漁業権放棄面積 (㎡)																																																																																																																																										
平14	15	16	17	18																																																																																																																																						
①	②	③	④	⑤																																																																																																																																						
127																																																																																																																																										
該当するものすべてに○印		主な処理主体 (番号で記入)																																																																																																																																								
地方公共団体	漁業協同組合	民間業者	その他																																																																																																																																							
F R P 船	116 000	1	2 3 4																																																																																																																																							
漁具・漁網	117 000	1	2 3 4																																																																																																																																							
魚箱	118 000	1	2 3 4																																																																																																																																							
漁獲物の残滓	119 000	1	2 3 4																																																																																																																																							
原因	主な原因																																																																																																																																									
(該当するものすべてに○印)	(番号で記入)																																																																																																																																									
埋め立て	港湾・漁港の建設	その他																																																																																																																																								
121	1 2 3																																																																																																																																									
漁業権放棄面積 (㎡)																																																																																																																																										
平10	11	12	13	14																																																																																																																																						
①	②	③	④	⑤																																																																																																																																						
122																																																																																																																																										
原因					主な原因																																																																																																																																					
(該当するものすべてに○印)					(番号で記入)																																																																																																																																					
港湾・漁港の建設	工業用地造成	宅地造成	道路建設	その他																																																																																																																																						
123	00	1	2 3 4 5																																																																																																																																							

改 正 案			2003年漁業センサス							改 正 内 容 ・ 改 正 理 由																																																								
2 遊漁の状況 (1) 管轄区域内における漁業協同組合と遊漁関係団体と連携している取組の有無(いずれか一つに○印)			2 遊漁の状況 (1) 遊漁が行われている(遊漁者が利用している)場所の有無 (該当するもの全てに○印)							(変更) 調査員調査化及び報告者を漁業協同組合に特定することに伴い、遊漁者数等は精度の高い調査結果を得ることが困難であるため、漁業協同組合で把握可能な漁業協同組合と遊漁関係団体と連携している取組の有無に限定して設定 なお、遊漁案内業者数のうち釣船等については、平成19年度水産庁が調査を実施予定																																																								
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>取組あり</td> <td>取組なし</td> </tr> <tr> <td>128</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> </table>				取組あり	取組なし	128	1	2	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>磯場</td> <td>砂浜</td> <td>岸壁</td> <td>堤防</td> <td>防波堤</td> <td>干潟</td> </tr> <tr> <td>131</td> <td>00</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> </table>								磯場	砂浜	岸壁	堤防	防波堤	干潟	131	00	1	2	3	4	5	6																																				
	取組あり	取組なし																																																																
128	1	2																																																																
	磯場	砂浜	岸壁	堤防	防波堤	干潟																																																												
131	00	1	2	3	4	5	6																																																											
(2) 主な取組内容 (該当するもの全てに○印)			(2) 受け入れ体制整備の有無 (該当するもの全てに○印)																																																															
<table border="1"> <tr> <td>129</td> <td>資</td> <td>体長規制</td> <td>1</td> <td rowspan="4">資源管理の取組に関するその他を具体的に記入してください。</td> </tr> <tr> <td>130</td> <td>源</td> <td>禁止区域の設定</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>131</td> <td>保</td> <td>採捕時期等の規制</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>132</td> <td>護</td> <td>その他</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>133</td> <td>資源増殖</td> <td>稚魚等の放流</td> <td>1</td> <td rowspan="2">釣船管理の取組に関するその他を具体的に記入してください。</td> </tr> <tr> <td>134</td> <td>環境</td> <td>その他</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>135</td> <td>環境</td> <td>海岸清掃</td> <td>1</td> <td rowspan="4">環境保全の取組に関するその他を具体的に記入してください。</td> </tr> <tr> <td>136</td> <td>環境</td> <td>環礁・干潟の造成・管理</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>137</td> <td>保全</td> <td>漁場清掃</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>138</td> <td>保全</td> <td>その他</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>139</td> <td></td> <td>その他</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </table> 「その他の取組」を具体的に記入してください。			129	資	体長規制	1	資源管理の取組に関するその他を具体的に記入してください。	130	源					禁止区域の設定	1	131	保	採捕時期等の規制	1	132	護	その他	1	133	資源増殖	稚魚等の放流	1	釣船管理の取組に関するその他を具体的に記入してください。	134	環境	その他	1	135	環境	海岸清掃	1	環境保全の取組に関するその他を具体的に記入してください。	136	環境	環礁・干潟の造成・管理	1	137	保全	漁場清掃	1	138	保全	その他	1	139		その他	1		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>海釣り公園</td> <td>釣り筏</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>141</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> </table> 「その他」の内容を具体的に記入します。								海釣り公園	釣り筏	その他	141
129	資	体長規制	1	資源管理の取組に関するその他を具体的に記入してください。																																																														
130	源	禁止区域の設定	1																																																															
131	保	採捕時期等の規制	1																																																															
132	護	その他	1																																																															
133	資源増殖	稚魚等の放流	1	釣船管理の取組に関するその他を具体的に記入してください。																																																														
134	環境	その他	1																																																															
135	環境	海岸清掃	1	環境保全の取組に関するその他を具体的に記入してください。																																																														
136	環境	環礁・干潟の造成・管理	1																																																															
137	保全	漁場清掃	1																																																															
138	保全	その他	1																																																															
139		その他	1																																																															
	海釣り公園	釣り筏	その他																																																															
141	0	1	2	3																																																														
			(3) 過去1年間の延べ遊漁者数 (100人)																																																															
			<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">釣</td> <td>船釣</td> <td>151</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>磯・浜釣</td> <td>152</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>岸壁・堤防釣</td> <td>153</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">潮干狩り</td> <td>154</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>							釣	船釣	151					磯・浜釣	152					岸壁・堤防釣	153					潮干狩り		154																																			
釣	船釣	151																																																																
	磯・浜釣	152																																																																
	岸壁・堤防釣	153																																																																
潮干狩り		154																																																																

改正案	2003年漁業センサス	改正内容・改正理由																																																																																						
	2 遊漁の状況（つづき） （4）漁業者との協定 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="8">協定の内容</th> </tr> <tr> <th colspan="2">漁港利用</th> <th colspan="2">漁場利用</th> <th colspan="2">採捕</th> <th colspan="2">その他</th> </tr> <tr> <th>実行の 確認あり</th> <th>実行の 確認なし</th> <th>実行の 確認あり</th> <th>実行の 確認なし</th> <th>実行の 確認あり</th> <th>実行の 確認なし</th> <th>実行の 確認あり</th> <th>実行の 確認なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>161</td> <td>1 2</td> <td>1 2</td> <td>1 2</td> <td>1 2</td> <td>1 2</td> <td>1 2</td> <td>1 2</td> </tr> </tbody> </table> 「その他」の内容を具体的に記入します。 （5）遊漁案内業者数（人） <table border="1"> <tbody> <tr> <td>計</td> <td>171</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>漁業協同組合</td> <td>172</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>漁業者</td> <td>173</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>船宿</td> <td>174</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>175</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> （6）遊漁案内に使用した船の隻数及び 1隻当たりの年間使用日数 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>計</th> <th>釣船</th> <th>瀬渡し船</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>隻数（隻）</td> <td>181</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1隻当たり年間使用日数</td> <td>182</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	協定の内容								漁港利用		漁場利用		採捕		その他		実行の 確認あり	実行の 確認なし	実行の 確認あり	実行の 確認なし	実行の 確認あり	実行の 確認なし	実行の 確認あり	実行の 確認なし	161	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	計	171					漁業協同組合	172					漁業者	173					船宿	174					その他	175							計	釣船	瀬渡し船	その他			①	②	③	④	隻数（隻）	181					1隻当たり年間使用日数	182					（削除） 報告者を漁業協同組合に特定することに伴い、調査が困難であるため削除
協定の内容																																																																																								
漁港利用		漁場利用		採捕		その他																																																																																		
実行の 確認あり	実行の 確認なし	実行の 確認あり	実行の 確認なし	実行の 確認あり	実行の 確認なし	実行の 確認あり	実行の 確認なし																																																																																	
161	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2																																																																																	
計	171																																																																																							
漁業協同組合	172																																																																																							
漁業者	173																																																																																							
船宿	174																																																																																							
その他	175																																																																																							
		計	釣船	瀬渡し船	その他																																																																																			
		①	②	③	④																																																																																			
隻数（隻）	181																																																																																							
1隻当たり年間使用日数	182																																																																																							